

秋田県立秋田中央高等学校一交会会則

- 第1条** 本会は、秋田県立秋田中央高等学校一交会と称する。
- 第2条** 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の連絡を緊密にしてその健全な発展に寄与することを目的とする。
- 第3条** 本会は、通常会員、特別会員、及び名誉会員をもって構成する。
通常会員は土崎町立実科高等女学校・土崎高等女学校・秋田市立高等女学校・秋田市立中学校・秋田市立高等学校併設中学校・秋田市立高等学校及び秋田県立秋田中央高等学校の卒業生並びに旧在校生（2年以上を原則とする）とする。
特別会員は職員・旧職員とする。
名誉会員は、本会に功績顕著であった者で総会の承認を得る者とする。
- 第4条** 本会は会員の個人情報保護のための関連法令を遵守する
2. 本会は会員の個人情報保護のため、別に定める一交会個人情報保護に関する方針を制定する
- 第5条** 本会の事務局を秋田県立秋田中央高等学校内におく。
- 第6条** 常任理事会の承認を得て、会員の在住する地方又は職場に支部をおくことができる。
但し、支部は、支部会員の意志で本会則に準じ規約を設けることができる。
- 第7条** 本会に次の役員を置く。
会長 1名
副会長 6名（内1名は校長）
常任理事 若干名（内支部の代表者を含む。）
理事 卒業年次より選出された者をもって充てる。
会計監査 3名
顧問 若干名
- 第8条** 本会の役員の選出は、次のとおりとする。
2. 会長、副会長（校長を除く）及び会計監査は、総会において選出する。
3. 常任理事、理事、幹事は会長が指名する。
4. 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が推挙し、総会において承認を得るものとする。
5. 会長は、事務局担当を幹事のなかより委嘱する。
- 第9条** 役員任期は、2年とし再任を妨げない。
- 第10条** 役員任務を次のとおり定める。
会長 本会を総括し、これを代表する。
副会長 会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
常任理事 常任理事は、会務を分担し、連絡調整に当たる。
理事 理事は、この会の企画運営についての審議に当たる。
会計監査 本会の経理を監査し、総会において監査報告する。
- 第11条** 本会に下記の事務職を置く
1 事務局長 会長が役員の中から委嘱し、本会の会務を総括する
2 事務職員 会長が委嘱し、本会の会務を行う

- 3 情報処理責任者 会長が役員の中から委嘱し、本会の個人情報保護業務及び情報処理業務会務を総括する
- 4 情報処理担当者 会長が原則として会員の中から委嘱し、本会の情報処理業務を行う

第12条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。
母校への後援
会報並びに会員名簿の発行
会員の慶弔慰問（別紙規定による。）
その他必要と認めた事業

第13条 本会の議決機関は、総会及び常任理事会とし、会長がこれを招集する。但し、緊急の場合は、第13条に規定する事項を除き常任理事会で決定し、総会に報告するものとする。

第14条 総会は、本会の最高議決機関で年1回これを開く。開催時期は、年度末後の3ヶ月以内とする。必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第15条 総会に付議すべき事項を次のとおりとする。
会則の改正
規定の新設及び改正
会長・副会長・会計監査の選出
会の事業に関する事項
予算の議決及び決算の承認
その他必要と認めた事項

第16条 常任理事会は、総会への提出議案の決定及び重要事項につき協議するとともに、随時、会を開き会務の円滑な運営を図る。

第17条 本会は、別に定めるところにより企画、財政、名簿及び広報を担当する各委員会を常置する。

第18条 本会の会計は、会費、入会金、寄附金及びその他をもって充てる。

第19条 本会の会員は、毎年会費を納入し、入会者は、入会に際し入会金を納めるものとする。

第2項 前項のほか、必要に応じて臨時に徴収することができる。

第20条 本会は、別に定めるところにより基金を設けることができる。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 本会に次の簿冊を備えるものとする。

会 則
会計簿
議事録
会計名簿
文書綴

付則

本会則は平成14年6月15日より施行する。

本会則の一部を平成17年6月18日に改正する。